

# 全国被連協ニュース

NO. 100号

2023年9月26日発行

発行 全国クレサラ・生活再建問題

被害者連絡協議会

〒530-0047 大阪市北区西天満 4-5-5

マーキス梅田 301号大阪いちょうの会内

TEL06-6361-0546 Fax06-6361-6339

Mail osaka@ichounokai.jp

## 被連協第41回定期総会のご案内

2023年11月12日 於東京

全国のみなさま

お元気でご活躍のことと思います。

被連協第41回定期総会を以下の日程で開催いたします。

例年、6月のクレサラ対協の実務研究会にあわせ、その翌日開催としてきましたが、凡そZOOMでの研修会となり、ここは例年、秋に開催されている全国被害者交流集会の日程にあわせた方が財政面も含め、すべての面で参加しやすいとの声を大きく頂戴し、本年度より全国被害者交流集会の翌日に開催させていただくこととしました。

みなさん、年に一度の総会です。前日（11月11日；土）に開催されます全国被害者交流集会和あわせてご参加いただきますようお願いいたします。

記

会議名) 第41回全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会定期総会

日 時) 2023年11月12日（日）午前9時開会～11時45分閉会

場 所) 主婦会館プラザエフ8F パンジーの間

東京都千代田区六番町15 ☎03-3265-8111

（交通）・JR四ツ谷駅麴町口徒歩1分・東京メトロ丸ノ内線四ツ谷駅1番出口徒歩3分・東京メトロ南北線四ツ谷駅3番出口徒歩3分

※11/11の全国被害者交流集會会場の日本司法書士会会館と同じ交通路で、すぐ近くの会場です。

なお、土曜・日曜は観光客が多いようですので、皆様の方でできるだけ早く宿泊・交通手段を確保してください。よろしく申し上げます。

# 全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会の ごあんない

今年も「全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会」を開催します。  
 コロナ禍で、日本の格差や貧困が拡大し、市民生活を一層苦しめています。今年の集会は、  
 私たちの運動の原点を見据え、集会に向けて「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」を全国で3  
 回開催し、現場の生の声を聞き取り、その深刻さを共有して、どのような対策が必要なのか考え、  
 実行していく集会にしたいと考えています。どなたでもご参加いただけますので、お誘いあわせ  
 の上、ぜひご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

今年の交流集会は、

(1) 「オープニング集会」

【日時】2023年10月1日(日)16時30分から18時30分

【場所】主婦会館プラザエフ(東京都)で、リアル+オンラインで開催。

【内容】対談 訓覇法子さん&神野直彦さん

「今、スウェーデンの歴史から学ぶものは何か。」

(2) 「分科会」

【日時】2023年10月12日から10月29日までにオンラインのみで開催。

(第1分科会~第8分科会)

(3) 「全体会」

【日時】2023年11月11日(土)12時30分から17時

【場所】日司連ホール(東京都)で、リアル+オンラインで開催。

【内容】講演・パネルディスカッション「社会を変える」内田聖子さんほか

◆詳細は、下記のホームページをご覧ください。

<https://cresara-event.jimdofree.com/>

パンフレット・ダウンロードは、下記のURLから。

[https://drive.google.com/drive/folders/1yPX--iZbr9dlzP\\_yAnUPjP6qWKNwHBqq?usp=sharing](https://drive.google.com/drive/folders/1yPX--iZbr9dlzP_yAnUPjP6qWKNwHBqq?usp=sharing)



被連協の分科会は十月二十日(金)午後六時スタートです。  
 「もはや放置出来ない!野放しオンラインギャンブルに規制を!」  
 ぜひ、「ご参加下さい。拡散もよろしくお願いします。」

みなさまのお手元にパンフレットを8月末にお送りさせていただきました。申込み  
 要領等の詳細が記されています。お早めの参加申込みをよろしくお願いいたします。

## 総会などへむけての運動課題を討議

### 被連協事務局会議



9月15～16日、大阪で被連協事務局会議を開催しました。豊田会長の挨拶の後、川内事務局長から議題に基づいて報告を受け討議をおこないました。

定期総会については、各会の財政が非常にきびしい状態ゆえに、被連協として交通費・宿泊費に一定の補助を行っていくこととしました（詳細は別紙をご覧ください）。

現在、全国で展開されている「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」へ全国の被害者の会が積極的に参加すること、また、クレサラ以外の多くの団体が相談会に参加している状況から、被害者の会との協力共同の可能性へ向けての討議がなされました。

また、一同に皆しての交流が久しぶりに行われる韓国での「東アジア金融被害者交流集会」に被連協の代表として豊田被連協会長（広島つくしの会）、田中千鶴子事務局次長（和歌山あざみの会）、新川事務局次長（大阪いちょうの会）、頼光香奈さん（高知うろこの会）、鄭鳳顯さん（大阪いちょうの会）を派遣し、集会成功のために奮闘することを確認しました。金融をめぐる状況について、6/2に行われた「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」における新里宏二弁護士提出資料（23/6/27被連協MLで提供しています）を各被害者の会の現状から討議を行い、「会わずの弁護士・司法書士の2次被害問題」の重要性についての確認を行いました。また、本年1月より開始されたコロナ特例貸付の償還問題についての各会での相談状況の交換を行い各都道府県の社会福祉協議会との意見交換の重要性が確認されました。

会議では「会わずの弁護士・司法書士による2次被害問題」、「オンラインギャンブル・公営競技のインターネット投票に対する規制」についての今後の方向性について、多くの時間をかけて討議しました。総会までにできるだけ多くの方々から意見を聴取し、一定の方向性をなんとか確立していきたいと事務局では考えています。みなさんのご協力をよろしくお願いします。

また、現在、クレサラ対協では全国クレサラ・生活再建問題対策協議会の名称変更問題（たとえば、全国生活再建問題対策協議会へ、生活保障対策協議会という案等がでています）、今後めざす運動像はどうあるべきかの議論がなされています。私たち被連協にとっても大きな問題です。クレサラ対協と被連協は従来、車の両輪と自他共に言われてきました。被連協＝全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会という名称について、どうするのかという議論も当然必要ですし、方向性を出していきたいと考えます。きたる11/12の被連協定期総会ではその方向性も一定出したいと考えています。本ニュースに「クレサラ生活再建被害者の会活動に金融相談をどう位置づけるか」（高松あすなろの会鍋谷氏）、「被害者の会の活動とこれから」（大阪いちょうの会新川氏）を掲載します。

お読みいただき、ご意見、感想などいただけましたら幸いです。

## 債務整理「会わずの弁護士・司法書士事務所による2次被害」許せない!

TVコマーシャル、ラジオコマーシャル、さらにはネット広告で24時間、全国対応とうたう事務所が跋扈しています。直接面談もせず、多量にかつ機械的に「処理」をする事務所、私たちは「会わずの弁護士・司法書士事務所」と呼び、警戒をよびかけています。まさに相談者の生活再建を顧みず、逆にこれを阻害する、そして2次被害をもたらす、こんな事態、決して許せません。

被連協は本年2月から全国のみなさんにアンケートをよびかけてまいりました。

その結果、40通の返信が寄せられ、その結果はまさに被害であり、決して、座視できるものではありません。被連協は引き続いてのアンケートを全国のみなさんに呼びかけるものです。よろしくをお願いします。



### 9/2 オンライン学習会を開催! 52名の参加で運動に確信!



伊澤正之弁護士

9月2日(土) オンラインで標記の被連協主催の学習会を開催し、52名の方々の参加で、運動に一步をふみだしました。

冒頭、川内事務局長が「テーマが非常に重たいものであるが、絶対に突破せねばならぬ問題である。一緒に学習して方向を見いだしましょう」と挨拶。新川眞一司法書士(被連協事務局次長)から、この間の被連協の取り組み、アンケートの回答内容等についての報告(アンケート回答などが9/2のクレサラ対協ML被連協MLに掲載されています)がなされ、栃木弁護士会、43条対策会議の伊澤正之弁護士から約1時間にわたって講演をいただきました。伊澤弁護士の当日レジメを以下に掲載いたします。

#### 会わずの弁護士・司法書士 レジュメ

弁護士伊澤正之

##### 1 問題の所在

債務整理事件処理において、弁護士・司法書士が依頼者相談者とは直接面談せずに受任し問題のある処理をしている。弁護士・司法書士自身が電話に出ているかも不明。

##### 2 「面談義務」を定めた規程

日本弁護士連合会「債務整理事件処理における規律を定める規程」  
[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba\\_info/rules/kaiki/kaiki\\_no\\_93r.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/rules/kaiki/kaiki_no_93r.pdf)

日本司法書士会連合会「債務整理事件処理に関する指針」

[http://shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2014/01/saimu\\_shishin.pdf](http://shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2014/01/saimu_shishin.pdf)

3 整理屋、整理屋提携弁護士、整理屋提携司法書士

4 弁護士業務広告解禁

平成12年日弁連、弁護士等の業務広告に関する規程

[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba\\_info/rules/kaiki/kaiki\\_no\\_44r.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/rules/kaiki/kaiki_no_44r.pdf)

5 債務整理事件処理における規律を定める規程の制定 行為規制

(7) 受任弁護士自らが行う個別面談による事情聴取（3条）

(イ) 事件処理方針、不利益事項、弁護士費用及び民事法律扶助の説明義務（4条、5条、6条）

(ウ) 受任弁護士の明示義務（7条）

(エ) 過払金返還請求事件のみの受任の禁止（8条）

(オ) 事件処理報告・説明義務（17条）

6 面談義務の重要性

7 面談義務違反の具体例

8 会わずの弁護士被害が顕在化しない理由

9 懲戒事例の報告

10 全国に広がる、会わずの弁護士被害

11 会わずの弁護士被害から相談を受けた際の注意事項

12 究極の被害者は？

弁護士・司法書士への国民からの信頼、司法制度への国民の信頼が失われる



栃木県の県鳥オオルリ

**講演の後、多くの方々からご意見等を頂戴しました。以下、ご紹介します。**

●みなで連携して小冊子をつくれないうか、また消費者法ニュースで特集を組むとかできないものか。●北健一さんが著した「貸金ビジネスのわな」が参考になるのでは。●一度、整理屋の罠に入ってしまうと抜け出せない、非弁の法律家の若年化が進んでいる。●9回もの懲戒を受けている「猛者」もいる。●整理屋が見えにくくなっている。●整理屋が広告屋に変わってきている。●東京ミネルヴァ事件の教訓 ●今、あわてて事後に面接という「取り繕い」をしている事務所も存在。●会わずが顕在化しない理由には被害者に被害の認識がないということがある。 依頼をすることで少しは楽になっている。●受任通知で取り立てがストップ⇒しかし、途中で破綻⇒そして、地元の法律家のとこ行けと捨てられる⇒ゆえに会わずの弁・司問題は被害からスルーされる。 △△法律事務所は（懲戒請求されても代表個人の処分のみだ、名称が東弁への届けと日弁への届け出と違う） ●△△△と司法書士法人△△事務所と提携している、大阪のS△司法書士と弁護士法人△△△法律事務所と提携している。●国民の信頼を失う“シロアリ”のような存在になって蔓延している、このシロアリをなんとか追放したい。●懲戒⇒ハードルが高い、むずかしい●司法制度への国民の信頼が失われる。●代行手数料問題に注目している。●一体何万人が被害にあっているのか、莫大な数だ。 ●本来破産がみんな任意整理になっている。●どうたたかっていくのか⇒インチキ広告 非弁提携

- 破産の件数が増えている⇒6万が7万に増えているが、本来きっちりやったら20万超えるのではないか?
- 内輪のみでもめていてもだめだ、もっとオープンにせねば。
- ネット広告に詐欺があるのでは? 悪質商法では? 広告宣伝の中身をどう暴いていくか。
- 被害者の認識~被害事例の集積が大事だ。
- 被害集積して裁判をやったらどうか。
- 消費者センターでの事例も大いにある。
- アルカボネはギャングで人をたくさん殺したが殺人ではなく、脱税でつかまった⇒ここにヒントがあるのでは

.....

上記のように、意見がたくさんでて、活気のある学習会でした。

9/2の成果を基にこの問題に警鐘をならす各団体、個人の方々と大きなネットワーク(マスコミを含む)をつくるべく、被連協事務局として被害事例を大きく集積し、問題提起を行っていきたいと考えます。全国のみなさんの一層のご協力をよろしくお願いいたします。

## もはや放置出来ない! オンラインギャンブルに規制を!

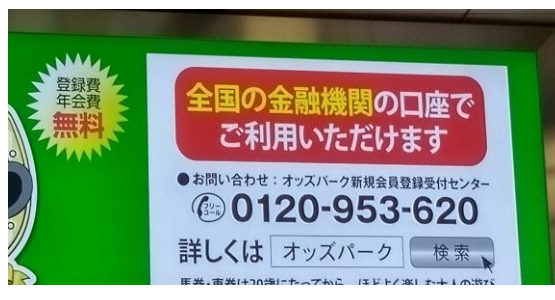
### 被連協分科会

お早めのお申し込みをよろしく!

10月20日(金)18時~20時 講師は吉田哲也弁護士と新川眞一司法書士です。



大阪/阪急梅田駅にドーンと“オッズパーク”宣伝が!⇒⇒⇒



⇒⇒銀行とつながるオンラインギャンブル

### コロナ禍こんなに拡大したギャンブル被害~賭博場がみんなのスマホの中に!

- ・ 22年競馬総参加者数は前年比10.5%増で、売得金額3兆2539億円(前年比5.3%増)  
21/5/30日本ダービー参加者530万人(うちインターネット投票254万人) 21/12/26有馬記念参加者560万人(うちインターネット投票296万人)
- ・ 21年競艇総参加者数は前年比21.6%増で売上金額2兆3301億円(前年比22.5%)
- ・ 22年競輪総参加者数は前年比25%増で車検売り上げ1兆907億円(前年比13%増)

**インターネット投票緊急事態宣言**~インターネットやスマホによるギャンブル被害拡大~場内に行かずとも家でも、仕事中でも、電車の中でも、車の中でもギャンブル

過度な広告に対する規制を~若い俳優をつかった派手な広告~あの貸金業界ですらAM7~9時、PM5~10時は青少年に悪影響ということでTV広告自主規制、なのにギャンブル産業は!!

**広島つくしの会からの投稿**

広島つくしの会 豊田章登

広島つくしの会は昭和56年に結成され、今年で43年の歴史があります。

私が入会して約21年がたちます。当時のつくしの会は会員数1200名をこし、サラ金のポスターやステッカーをはかしたり看板撤去を定期的におこなったり、各ブロック（東・西・北）ごとに定例会を行い、いろいろな勉強をしていました。また、中国地区にある被害者団体とスポーツ大会等をして交流を深めてきました。

そのような活動の中で最大の活動は、「貸金業法の改正、」金利引き下げ運動でしょう。三ブロックが競争で署名集めに頑張りました。事務所内に集計の表を設置し、各ブロックの集計を毎週発表していました。その結果、広島つくしの会全体で1万署名を達成したのです。



もちろん全国の被害者の会・法律事務所の方々も署名活動に頑張ってもらい、当初不可能に見えた貸金業改正を達成できたのです。花巻での全国交流集会で広島つくしの会が表彰を受けましたが、これは全国みんなの力の結集の結果だと今でも思っています。表彰当日の朝、当時の事務局長の日下さんにいきなり表彰台に上がるように言われ、あたふたしたことをしっかり覚えています。

貸金業法が改正され10年以上がたちました。当時と比べ多重債務者の数は少なくなっただけでしょうか。確かに総量規制により一時は少なくなったと思いますが、コロナ過のなか、新たなヤミ金が増えたり銀行のカードローンによる被害が出始めていると思います。

現在の広島つくしの会の会員数は200名を下回り、会の維持も非常に厳しくなっています。

しかし、広島弁護士から、このような時代だからこそ、つくしの存在意味があるのだぞと言われ、会の運営に関してはみんなでアルバイトをもち、活動資金に充てさせていただいています。会員の高齢化が進む中、被害者の声を消さないという決意で今後も頑張っていこうと思います。

**群馬ひまわりの会からの投稿****交際相手に騙され、多額の借金にあえぐ日々**

群馬ひまわりの会 R・Yさん

**知り合った女性にお金を貸して**

私は3年ほど前に知り合った女性と仲良くなり、交際していました。女性から、「親の医療費がかかるのでお金を貸してほしい」「がん治療をするのに、お金がないので貸して」などと言われ、お金を貸すようになりました。さらに今年2月になって、「息子2人が会社を始めて、信用を得るためにクレジットカードがどうしても必要」、「会社で使うのに携帯電話が必要」と言われました。これまでもお金を貸していることを言うと、「年内には完済するから何とか協力してほしい」と言われました。クレジットカードについては「使わないから安心して、もし使ったら全部払うし絶対迷惑かけないから」、携帯

電話については「会社で使用し経費で支払うから問題はない」と言い切られ、ネットで勝手に契約させられたり、店舗へ連れていかれて契約させられてしまいました。

### うつ病でまともな判断がつかない状態の時につけ込まれた

ちょうどその頃、私はうつ病を繰り返しており、会社を4回ほど長期休職してしまっていました。今年になって再び体調を崩し、職場を一度退職しました。治療をしながら自宅療養していましたが、働かなくてはという焦りから2社ほど勤めてみましたがうまくいかず辞めてしまい、収入も少なく苦しい毎日が続いていました。うつ病の薬がなかなか合わず副作用に悩まされ、まともな判断がつかない状態の時に、つけ込まれてこのような結果になってしまったのです。

### 毎月の返済が50万円に膨れ上がり、立ち行かない状態に

「使わない」と言っていたクレジットカードを限度額までもしてくれず、カードを貸したり携帯を契約したりした自分何とか支払い続けましたが、貯蓄も底をつき、月々の返済がで膨れ上がってしまいました。自分で作った借金であればいいのか、金額はどのくらいなのかわかるのですが、全く把次から次へとくる請求に対応するのが精いっぱいでした。



使い込まれ返済が悪いと思い、50万円ほどまっどこで何に使握できず、ただ

### かつてお世話になった弁護士に相談、ひまわりの会を紹介されて

そうして立ち行かない状況になってしまったので、かつて離婚をして子の親権を取り戻そうとしてお世話になった弁護士先生に相談し、債務整理の手続きを始めることになりました。そのときに先生から「家計簿をつけて」と言われたのですが、「付け方がよくわからない」と言うと、消費者支援群馬ひまわりの会を紹介され、電話をかけました。

### **一番苦しかった時に、なかまのアドバイスで気持ち楽に**

債務整理を進めるため返済をストップすると、督促がりました。

私自身は、カードはガソリン、ETC、携帯料金などことはなく、支払いを滞納する事も今まで一度もなく、の生活をしてきたので、パニックと不安感でいっぱいでの電話、毎日仕事から帰るとどっさり来ているはがき時には、もううんざり、逃げてしまいたいと、せっかく復職できた元の会社の仕事にも身が入らず、追い詰められ感が半端なかったです。



来るようになでしか使った借金とは無縁した。業者かや書類を見た

不安をかかえた中、ひまわりの会の親睦会に参加すると、自分と似たような境遇で自己破産をした人の話を聞くことができ、悩んでいた人がちゃんと乗り越えてきたんだ、自分も大丈夫かな、と思えるよう明るいきざしを感じられたのです。それまでは、お金を返せない人が悪いとばかり思って、自分は悪いことをしているんだという気持ちで、いつも頭がいっぱいでした。落ち込むだけでなく、前向きに考えてもいいということを感じられ、気持ちが楽になりました。



## 家計簿をつけて、お金の動きがよくわかるように

家計簿のつけ方の相談に通い、家計簿をつけてみると、どういうふうに一ヶ月お金が動くのかとかがわかるようになりました。使っていいお金、悪いお金もわかるようになり、今年はスタッドレスタイヤを買い換えなければならないが、いつ頃買えるようになるのかなど、先の見通しも考えられるようになりました。

弁護士からの通知が業者に行き、電話も郵便物も徐々になくなり  
はこれからですが、もう少し自分らしく生きられるようにするに  
れるようになりました。



ました。手続き  
は、とも考えら

**※被連協運動の方向性を探るために、被連協事務局次長のお二人、高松あすなろ会鍋谷健一さん、大阪いちょうの会新川真一さんの文章を掲載します。**

**みなさまの感想やご意見を被連協事務局へお寄せ下さい。**

## クレサラ生活再建被害者の会活動に金融相談をどう位置付けるか

高松あすなろの会事務局長 鍋谷健一

### 1 クレサラ金融被害者の会は必要か

高松あすなろの会は、1983年12月に誕生し、来年で40周年を迎えます。

多い年には、当会だけでも年間500件以上の相談を受けてきましたが、2006年12月の改正貸金業法の成立以降全国的にも香川県でも順調に被害相談件数が減少してきました。そのような中で被害者運動の今後の在り方を考える機運が高まり、クレサラ被害問題から生活再建問題に軸足を移そうという方向に舵が切られ、最近の被害者全国交流集会でも金融問題を中心的に扱うことはなく、その問題を扱う分科会も少なくなってきました。相談件数の減少により最大89団体あった全国の被害者の会も40数団体になり、生活保護などの社会保障問題や貧困問題を扱う生活再建問題への取り組みの模索を進められてきています。その中で、クレサラ被害者運動の中で取り組まれてきた金融相談・制度改革運動を今後どう位置付けるかが、改正貸金業法成立により相談件数の減少などにより曖昧にされてきたように思われます。クレサラ問題を取り扱ってきた被害者の会にとっても金融問題の位置づけは自己の存亡をかけた大切な問題です。ここでは高松あすなろの会に最近の活動を通じた検討を試みたいと思います。

### 2 最近の金融相談の傾向

2020年1月から2022年7月までの高松あすなろの会の入会者は、91人でその内多重債務などの金融相談は76人の83.5%でした。相談者数は入会者数の1.5から2倍くらいで2年半の間に150人から200人が相談に来ました。解決方法の一番は破産で36件あり、金融相談の47.3%を占めています。2番目に多い解決方法である時効援用は12件で債権者がサービサーをケースが多いのが以前との違いです。ヤミ金相談は2件と少なく、給与ファクタリングの相談でした。また、支払い不能や困難なものに国民健康保険料(税)などの滞納があり、生活実態を度外視した問題のある滞納処分のため生活再建が困難になっているケースも多く見受けられます。

金融相談の原因でギャンブルのケースが23件の30%あり、相変わらず高位を占めています。

金融相談以外の相談は窃盗などの刑事事件が11件、依存症を中心とした病気の相談が6件、生活苦や生活保護の相談が4件、他に事業についての相談などがあります。生活保護の相談には、生活保護を受けたいという相談や生活保護を受けているが車の保有を認めてもらいたいという相談などです。離婚や交通事故、傷害問題の相談に訪れる人もいますし、子どもの虐待の相談もあります。入会動機が生活保護でなくても、途中から生活保護の利用を考えた人を入れると10人以上が生活保護相談者になります。

### 3 クレサラ金融相談という入り口の重要性

当会にとってクレサラ金融相談の意義を考えてみます。

#### ① 入り口としての金融相談

高松あすなろの会への相談は多岐にわたっていますが、相談の入り口となる問題は7割以上が金融問題です。市民にとって当会はヤミ金や多重債務などの相談センター的な位置づけであり、当会を知ったのは、会員の紹介、議員、病院などのほかにインターネットがあります。ネット上で当会が出ているのは、クレサラ・ヤミ金・多重債務問題とギャンブルや万引きなどの依存問題が中心です。金融問題が当会との接触の始まりであっても、金融問題の奥にある様々な問題に向かう第一歩となります。

#### ② 改正貸金業法の成立だけでは金融問題は終わらない

改正貸金業法の成立により、金融相談の激減が起きましたが、金融被害が無くなったわけではありません。改正貸金業法の成立は貸金業者をも激減させましたが、サラ金三悪の1つの過剰融資に対する規制は銀行には適用されず過剰融資の根絶は制度的には不十分なままです。ヤミ金被害も問題が表面化するたびに姿を変えて現れ(給与ファクタリング他)警察も以前のような対応をしなくなったといわれています。

日本国憲法が1946年に出来て76年たった今でも憲法を守り発展させる運動が存在するのと同じように、改正貸金業法は被害者運動などを先頭にした不断の努力の中で社会に根付かせる必要があります。

#### ③ 残された課題、新しい課題を解決する活動

銀行問題・サービサー問題・新たな手口のヤミ金問題・利息制限法上限金利の引下げなどの残された問題を解決するためには細々とではあっても被害者の会の相談窓口というアンテナと相談の蓄積は欠かせません。

又、その中で新しい課題も対応できることでしょう。今問題になっている旧統一協会問題の相談窓口の1つになることも、弁護士との連携さえあれば可能だと思われます。金融相談を大切にしたい

私たちは金融問題の相談を被害者の視点でかかわってきました。同時に素人集団でもあります。長年培ってきた金融相談のノウハウを投げ捨てて新しい分野に挑戦することは非常に困難なことです。私たちは私たちの積み上げてきた金融相談・生活再建相談力を基礎に、社会保障や依存症問題や貧困問題などの新しい分野にもかかわっていくという姿勢が大切では尚でしょうか。自分たちのできる範囲の相談活動を続けながら新しい問題にも取り組んできた被害者の会運動は、それを続けることによって新しい運動体に脱皮することと思われ

## 被害者の会の活動とこれから

大阪いちょうの会事務局次長 新川真一

(この文章は10/12の東アジア金融被害者交流集会への提出文書「被連協の会の活動とこれから」です。将来へ向けての部分のみを掲載しています。)

## (2)、金融被害も多様化へ

改正貸金業法が成立し、その後は多重債務相談の件数は次第に少なくなりました。私たちが求めていたサラ金3悪の撲滅については、おおむね「解決」の方向へと進み、サラ金被害者の会はその社会的使命をほぼ担い終えたかのように見えます。しかしながら、市民に対する金融被害は多様化し、いまなお、形を変えて存在し続けているのが実情です。

具体的には、①これまでのサラ金業者の多くが市場から退場し、これに代わって銀行が直接消費者に対して高利で小口融資をし、多重債務被害を惹起している「銀行カードローン被害」、②バブル経済の崩壊と共に不良債権を只同然の安値で買い取り債務者に対して多額の延滞金を重ねて取り立てる回収会社による被害である「サービサー問題」、③無登録で高利かつ暴力的取立てを行う「ヤミ金融被害」、④給与ファクタリング、代金後払いなど様々な形式を装って高利の貸金を行う「新型ヤミ金融被害」などが、依然、私たちが取り組まねばならない、そして被害救済に取り組んできました。

## (3)、営利最優先の一部の法律家の存在

グレーゾーン金利の無効が最高裁で確定して以後、営利最優先で被害者のサラ金業者から過払金を取り返すことをビジネスにして被害者の救済と生活再建に向き合わない法律家が跋扈するようになってきており、この問題でも私たちは専門家によるこうした二次的被害を食い止めるための活動をしています。

## 6、会の名称変更（2014年）

こうして、私たちはサラ金被害救済にとどまらず、日本の社会の貧困がもたらす様々な被害に向き合い取り組みをすすめてゆくなかで、私たちの会は、新たな指標を目指すこととなります。

会の名称も、「全国クレジット・サラ金問題被害者連絡協議会」から「全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会」へと変更をし、多重債務問題をもたらしてきた主因で、日本社会の貧困の問題に取り組む方向へと軸足を移していきました。

## 7、新しい被害者活動へ

私たちは、とりくむべき社会課題のひろがりに呼応して、自分たちの運動方針と路線、そして組織の体制のあり方などについて様々な議論と体験を重ねてきました。これまでのようにサラ金（＝高利金融）被害というワンイシューではなく、貧困と社会的不公正をなくすためのとりくみはトータルな課題です。それゆえにこれまでの活動形態と同様ではなく、あらたな形態とそれに移行するための工夫と努力がどうしても必要ですが、全国各地の被害者の会は各々この点において、努力が重ねられています。

「反貧困ネットワーク」や、「生活と健康を守る会」、「労働組合」や「生活協同組合」など様々な全国組織がありますが、これらの既存の団体とも、被害者の会がそれぞれの地域で連携とネットワークをひろげてきましたが、まだ途上であり、より一層連携を強めてゆく活動が求められていると思います。

私たちは、サラ金被害救済活動という点では老舗です。がしかし、貧困と社会的不公正に関わる様々な課題に関しては素人であり、すでにこれら様々な課題にとりくんでこられた団体は日本にはたくさんあります。これらの団体やその構成員の方々やそれらの分野の専門家（法律専門家のみならず、行政、医療、福祉機関、自助グループ、市民グループなどを含めて）の方々との連携をつよめ、幅広いネットワークを構築することが大事であると捉えています。

## 8、むすびにかえて

私たち被害者の会は、今後も法律家や実務家と協働をすすめてゆくことになるでしょう。しかし、私たちは、

「当事者」です。当事者は支援の対象であるのではなく、実態を告発して世の中を変える大切な時代の証言者として告発をする役割を担っている立場であります。

この私たちの立場は、今後も変わることはないでしょう。いま私たちは、日本社会においてサラ金被害にとどまらず貧困被害や社会的不公正をなくすあらたな社会運動をどのような形で新たに拡げてゆくかについて、運動方針や路線を議論検討を重ねながら新たな地平を築いてゆこうとしています。

こうしたなか、日本の市民運動はいま、2つの大きな課題を抱えていることも知っていただきたいと思えます。

1つは、被害の実態を告発し時代の証言者として立ち上がる当事者どうしのつながりや連帯を育むことが非常に困難となってきていることです。日本では1980年代から今日まで労働組合や全国的な市民運動団体など、社会運動をすすめる主体組織に対するマスコミなどを通じてのマイナスイメージ（とくに労働組合に対するそれが強い）を振りまく宣伝が系統的かつ継続的に強められ、こうした団体や組織を通じて人間同士の縦のつながりが壊されてきただけでなく、住民どうしの人間的な連帯を育む横のつながりすらも弱められようとしています。情報通信技術が発達しているにもかかわらず、貧困格差が極端に拡がり、非正規労働に典型されるような労働の過酷さと、社会保障制度のぜい弱さから来る「生きづらさ」によって人間同士の連帯が疎外されて、心身に支障すら来した状態の方々が少ない状態のなかで、私たちの運動は、当事者として被害者としての立ち上がろうとする人を発掘し、支援し、連帯せねばならないという高いハードルのなかで運動をしているということです。

被害者運動を継続発展させてゆくためには、こうした困難な状況のなかでも証言者として立ち上がっていただける被害者の一人一人の勇気と決意を珠玉のように大切にしてくることがどうしても必要不可欠であると思えます。2つ目は、戦後民主主義の洗礼をうけた世代が高齢になりつつあるなかで、若者世代にその成果を承継する事が必要不可欠であるということです。

これは金融被害者運動だけにとどまらず日本の多くの市民運動に共通する課題でもあります。私たちは、同じアジアの隣国である韓国や台湾の皆様方が私たちより若い世代が運動の中心を担われていることをたいへん尊敬しています。両国のみなさんが若者たちのなかにおいて市民的政治的民主主義をどのように培われてこられたのか、そしてそれらの成果をどのように若者世代に承継しようと努力されてこられたのかをもっと深く学ぶ必要があると思っております。

それらを学ぶことは、私たち日本人がサラ金被害の解決に一定の先鞭をつけてきたとはいえ、その先に見えてきた日本の数々の貧困問題や社会的不公正の改善と解決をもとめる運動のさらなる発展のための糸口になるであろうと確信をいたします。

## 編集後記

● 11月の全国被害者交流集会、翌日の被連協定期総会が近づいてまいりました。みなさんとの再会楽しみます。しかし、物価高が凄く、東京はむちゃ高い！やはり地方がいいのかな。来年はさて？

● 「会わずの弁・司」で口ずさむのはクールファイブの「♪逢わずに愛して」のメロディ。替え歌をつくり総会で披露目しましょうね。流行るぞしめです。めです。

● 気がつけば、被連協ニュース、今号がジャスト一〇〇号です。めでたし、めでたし！一人で乾杯してまーす。

● 酷暑が少しだけおだやかに。みなさん、油断せず、無理せず、お身体に気をつけて東京でお会いしましょう。